

第58回 定時株主総会招集ご通知

- 開催日時** 2021年7月29日(木曜日) 午前11時(受付開始 午前10時15分)
(開始時間を昨年同様、1時間繰り下げておりますのでご注意ください。)
- 開催場所** 新横浜国際ホテル マナーハウス2階「クイーンズホール」
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

行使期限

2021年7月28日(水) 午後5時30分到着分まで

当日は座席の間隔を確保するため、ご用意できる席数が限られます。ご来場いただきましても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてご案内申し上げます。

URL : <https://www.toell.co.jp>

目次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件	3
第2号議案 第三者割当による自己株式の処分の件	7
(添付書類)	
事業報告	9
連結計算書類	28
計算書類	38
監査報告書	45

本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 3361
2021年7月9日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区高田西一丁目5番21号

株式会社トール

代表取締役社長 横 田 孝 治

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。つきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2021年7月29日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時15分）
<u>（開始時間を昨年同様、1時間繰り下げておりますのでご注意ください。）</u> |
| 2. 場 所 | 新横浜国際ホテル マナーハウス2階「クイーンズホール」
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
<u>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</u> |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第58期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第2号議案 | 第三者割当による自己株式の処分の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.toell.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応に関するお知らせ

当社第58回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康状態に関わらず当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・座席の間隔を確保するため、ご用意できる席数が限られます。ご来場いただきましても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・感染拡大防止を目的とした開催時間の短縮化を図るため、報告事項等のご説明を短縮させていただきます。(株主様からのご質問はお一人様1問のみとさせていただきます。)
- ・当日は、感染拡大防止のため、検温、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力お願い申し上げます。
- ・高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、株主総会へのご来場について慎重なご判断をお願いいたします。なお、ご来場された株主様で体調がすぐれないとお見受けされる方は、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・感染予防の観点から、お飲み物のご提供は中止いたします。
- ・本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

【当社の対応】

- ・株主総会に出席する取締役（監査等委員である取締役含む。）及び運営スタッフは、マスク等着用で対応させていただきます。

※総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、本株主総会の開催・運営に関して重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてご案内申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.toell.co.jp>

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	稲永 修 いなが おさむ (1936年4月29日)	1963年5月 東京エルピー瓦斯株式会社（現当社）設立 代表取締役社長 1983年6月 当社代表取締役会長 1987年6月 株式会社日本レストランデリバリー取締役（現任） 2001年7月 当社CEO 2008年1月 T&Nネットサービス株式会社取締役（現任） 2009年9月 T&Nアグリ株式会社取締役（現任） 2018年7月 当社代表取締役名誉会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社日本レストランデリバリー取締役 T&Nネットサービス株式会社取締役 T&Nアグリ株式会社取締役	831,880株
(取締役候補者とした理由) 稲永修氏は、1963年当社設立以来、創業者として永年にわたり強いリーダーシップを発揮し、当社の第二の柱に成長したウォーター事業を発案する等、収益性の向上に貢献してきております。当社グループの経営全般に携わってきた豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。			
2	中田 みち なか たみち (1965年2月5日)	1986年4月 東京エルピー瓦斯株式会社（現当社）入社 1996年6月 当社取締役 2001年7月 当社常務取締役 2006年6月 当社専務取締役 専務執行役員 2010年7月 当社代表取締役社長兼COO 2017年5月 当社執行役員 2018年7月 当社代表取締役会長兼CEO（現任）	1,356,580株
(取締役候補者とした理由) 中田みち氏は、1986年入社以来、経理財務部門や大口顧客の開拓等営業を中心に、当社グループの経営全般に携わってまいりました。2010年7月に代表取締役社長兼COOに就任、2018年7月からは代表取締役会長兼CEOとして強いリーダーシップを発揮し当社グループの経営を牽引してしております。その豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	よこ た こう じ 横田孝治 (1967年1月30日)	1992年10月 東京エルピー瓦斯株式会社（現当社）入社 2006年6月 当社執行役員 2007年7月 当社取締役 2009年5月 当社常務取締役 常務執行役員 2010年7月 当社専務取締役 専務執行役員 2016年7月 当社取締役副社長 副社長執行役員 2017年5月 当社執行役員（現任） 2018年5月 当社ウォーター製造・物流本部長 2018年7月 当社代表取締役社長（現任） 2019年5月 T & Nアグリ株式会社 取締役（現任） 2020年7月 当社管理本部長 2021年5月 当社製造本部長（現任） (重要な兼職の状況) T & Nアグリ株式会社 取締役	52,400株
		<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>横田孝治氏は、1992年入社以来、厚木工場長等エネルギー事業の主要部門やウォーター事業の製造部門を牽引し、2018年7月からは代表取締役社長として業務執行の指揮を執っております。その豊富な経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>	
4	ご とう まこと 後藤真 (1962年7月10日)	2013年5月 当社入社 執行役員 2014年2月 当社営業本部 L P G 営業部長 2014年7月 当社取締役 2015年5月 当社常務取締役 常務執行役員 2016年7月 当社専務取締役 専務執行役員 2017年5月 当社執行役員（現任） 2018年7月 当社取締役副社長（現任） 2019年5月 当社営業本部長（現任）	40,800株
		<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>後藤真氏は、エネルギー業界における永年の豊富な経験と知見から、競争の激しくなるエネルギー事業部門において、当社の顧客拡大を図ってまいりました。2019年5月からは当社事業の営業部門を牽引する総責任者として業務執行を行っております。その豊富な経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>	
5	むろ こし やし かず 室越義和 (1952年8月1日)	1986年11月 東京興発株式会社（現トーエルシステム株式会社）入社 2001年8月 当社入社 2008年5月 当社執行役員 2009年7月 当社取締役 2009年11月 当社 L P G 製造管理部門保安部長 2013年7月 当社常務取締役 常務執行役員 2017年5月 当社執行役員（現任） 2018年5月 当社 L P G 保安本部長 2018年7月 当社専務取締役（現任） 2021年5月 当社 L P G 保安・工事本部長（現任）	24,800株
		<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>室越義和氏は、保安部門の責任者として、永年にわたって当社の保安体制の構築に携わってまいりました。その豊富な経験と専門性及び知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式の数
6	しほ や なる とし 渋谷 成 寿 (1974年1月23日)	1996年4月 東京エルピー瓦斯株式会社（現当社）入社 2010年2月 当社執行役員（現任） 2010年7月 当社製造物流部門製造部長 2012年7月 当社取締役（現任） 2019年5月 当社LPG業務本部長 兼 営業本部副本部長（現任）	9,800株
		(取締役候補者とした理由) 渋谷成寿氏は、永年にわたりエネルギー事業における製造及び業務部門に従事し、LPGガス業務部門を牽引する責任者として豊富な経験と知識を有しております。その経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。	
7	せき もと けん すけ 関 本 兼 助 (1977年11月25日)	2005年1月 当社入社 2010年7月 当社執行役員（現任） 2012年7月 当社取締役（現任） 2014年2月 当社営業本部ウォーター営業部長 2019年5月 当社ウォーター業務本部長（現任） 2021年5月 当社営業本部副本部長（現任）	12,700株
		(取締役候補者とした理由) 関本兼助氏は、ウォーター事業の業務部門の体制構築や営業部門で顧客拡大を図るなど、ウォーター業務部門を牽引する責任者として豊富な経験と知識を有しております。その経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。	
8	や ひろ とし ゆき 八 尋 敏 行 (1960年8月30日)	1995年3月 当社入社 2007年7月 当社執行役員 2015年5月 当社保安・設備本部副本部長 2017年5月 当社上席執行役員 2018年5月 当社エンジニアリング本部長 2018年7月 当社取締役 執行役員（現任） 当社内部統制委員会委員長（現任） 2021年5月 当社LPG保安・工事本部副本部長（現任）	7,400株
		(取締役候補者とした理由) 八尋敏行氏は、1995年入社以来、エネルギー事業におけるLPGガス供給設備の設計工事及び保安業務に従事し、豊富な経験と知識を有しております。その経験と専門性及び知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	<p>菅山 和則 (1960年2月4日)</p>	<p>2014年11月 当社入社 管理本部経理部長 2015年5月 当社執行役員 2016年7月 当社経理財務本部長 2017年5月 当社上席執行役員 2019年7月 当社管理本部副本部長 兼 経理部長 2020年7月 当社取締役 執行役員 (現任) 2021年5月 当社管理本部長 (現任)</p>	4,800株
<p>(取締役候補者とした理由) 菅山和則氏は、永年にわたり経理業務に従事し、管理部門の責任者として豊富な経験と知識を有しております。その経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。被保険者の保険料負担はありません。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 第三者割当による自己株式の処分の件

当社は、生活に密着したライフライン事業者として、安全・安心を念頭に事業活動を行うとともに、「商いは全ての人に仕えること」という経営理念のもと、本業並びにその他の活動を通じて社会への貢献に積極的に取り組んでまいりました。

一般財団法人稲永修記念財団（以下、「本財団」という。）は、経済的に厳しい環境にありながらも学業を志す優秀な学生に対して奨学金の給付を通じて就学の支援を行い、もって社会に有用な人材の育成に寄与することを目的に設立したものです。

本財団の活動は、当社及び創業者である稲永修の経営理念の実現に資するものであり、社会貢献の観点からも当社の企業価値向上につながるものと考えております。

そこで、本財団による社会貢献活動の支援のために、当社の配当金によって活動原資を拠出するべく、当社は、本財団に対して、第三者割当の方法により、特に有利な払込金額で、自己株式を処分いたしたいと存じます。

上記の趣旨、目的のために、1株につき1円という払込金額は妥当であると考えており、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

処分する自己株式の内容

① 処分株式の種類及び上限	普通株式 588,000株
② 払込金額の下限	1株につき1円
③ 払込金額の総額	588,000円
④ 処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先	一般財団法人稲永修記念財団
⑥ 処分期日	未定
⑦ その他	上記に定めるもののほか、本件自己株式処分に係る募集事項の決定に必要なその他一切の事項については、当社取締役会の決議により決定いたします。

財団の概要

① 名称	一般財団法人稲永修記念財団
② 所在地	神奈川県横浜市港北区高田西一丁目5番21号
③ 代表者の役職・氏名	理事長・代表理事 稲永 修
④ 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高等専門学校生、短期大学生及び大学生に対する奨学金の給付 ・その他上記目的を達成するために必要な事業
⑤ 活動原資	財団設立時に代表理事から受贈した基本財産150万円に加えて、当社からの財団設立に係る拠出金150万円及び寄付金300万円を原資として活動しております。2021年度以降は、本議案の当社自己株式の処分により割り当てられる当社株式588,000株の配当を活動原資といたします。
⑥ 設立年月日	2021年2月5日

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい状況で推移しました。社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、緩やかな回復の兆しがある一方、全国各地に感染拡散がみられ、3回目となる緊急事態宣言が発出される等、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社は、国から事業の継続を求められる生活に不可欠なサービスを提供する事業者として、徹底した感染予防策を取ることでお客さまや従業員の安全を図り、ライフライン事業者としての責務を果たしてまいりました。エネルギー事業においては、引き続き公正な判断に基づく適正価格をホームページに掲載し、お客さまのご理解を得ながら利益確保に努める一方で、総合エネルギー事業者として災害時に強いLPガス設備の営業強化など事業基盤の確立を着実に進めております。ウォーター事業においては、ハワイ州 Nimitz Factory (ハワイ第2工場) の安定稼働と共に、拡大するウォーター需要への備えとして大町第4工場の稼働に向けた準備を進めております。また、高品質な天然の原水をコンセプトとした自社ブランドをより一層浸透させる為の差別化戦略に尽力してまいりました。また、コロナ禍における利益確保の為、修繕や消耗品購入など経費の先送りや販売促進費等の削減に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は22,465百万円(前連結会計年度比2.4%減)、営業利益は1,686百万円(前連結会計年度比18.7%増)、経常利益は1,880百万円(前連結会計年度比21.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,211百万円(前連結会計年度比21.8%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は次の通りです。

イ. エネルギー事業

新型コロナウイルス感染拡大が続く中、在宅時間が増加したことで個人需要が増加する一方、法人需要が減少し販売数量は影響を受けましたが、リモート営業への切替えやバルク交換の営業強化に努めた他、チラシによる販売会等に注力し一定の成果が得られました。新型コロナウイルス感染症の影響により販売数量が減少したことで、前連結会計年度比減収となりましたが、ライフライン事業者として事業を止めることなく継続して供給を行うとともに経費削減に努めたことにより、わずかな減益に留まりました。LPガス小売業界におけるお客さまの争奪合戦は激しさを増している状況ですが、当社はこの過当競争を乗り越えるため、独自の物流システムによるコスト削減と自社配送の利点を生かしたお客さまとのリレー

ションシップ強化等により事業基盤の拡大に努めております。更に自社物件は勿論のこと関東一円を対象にバルク交換を受注することで、収益向上とともに配送の合理化に資する体制を確立しました。また、電力、都市ガスを含めたエネルギー自由化競争に対しては、あらゆるお客さまのニーズに応える供給体制を整えるため、既存の「ガス」、「ウォーター」というライフライン領域に「TOELLでんき」「TOELL光LINE」を加え4事業をセットにした「TOELLライフラインパッケージ」の提案により既存のお客さまの取引拡大と新規のお客さまの開拓に努めました。また、災害時の電力確保が可能な電源自立型GHP（ガスヒートポンプ）エアコンやLPガス非常用発電機の提案を強化することで更なる事業基盤の強化を推進しました。

この結果、売上高は15,983百万円（前連結会計年度比2.8%減）、管理部門経費配賦前のセグメント利益は2,349百万円（前連結会計年度比0.8%減）となりました。

ロ. ウォーター事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛など在宅時間が増加したことで家庭用の需要は伸びたものの、法人需要が減少したことで販売本数（12L換算）は前連結会計年度比5.2%減となり減収となりました。一方利益面では、大町第4工場の稼働に向けた建屋の減価償却費、Nimitz Factory（ハワイ第2工場）の減価償却費、人件費等の製造原価が増加しましたが、販売促進費等の効率的な活用と削減により増益となりました。

ボトルウォーター市場は、より美味しい水を嗜好するお客さまの増加や首都圏を中心としたマンションの高層化に伴う宅配サービスのニーズ増加により年々拡大傾向にあります。当社はそれらの需要に対応すべく生産体制を強化、ハワイ工場及び大町工場では徹底した感染予防・品質管理のもと、通常通り製造・出荷を行い、安定供給に努めております。一方、人手不足による物流コストの上昇が社会問題化する中、当社では自社配送によるコスト削減とサービス向上に努め、非対面での営業活動を中心にお客さまの開拓に努めました。具体的には多種多様な広告媒体の活用、インターネットによる受注の他、TOELLライフラインパッケージの拡販強化に尽力してきました。差別化戦略として、高品質な天然の原水をブランドコンセプトとしたピュアウォーターの「アルピナ」[Pure Hawaiian]、北アルプスの天然水そのものをボトリングした「信濃湧水」、3つのブランドをリターナブル、ワンウェイ2種類のウォーターサーバー専用ボトルを取り揃えることで様々なお客さまのニーズに対応しております。更にNimitz Factory（ハワイ第2工場）では持ち運びに便利な「Pure Hawaiian」のミニボトルを製造開始し、新商品としてインターネットによる通販を中心に国内販売を強化しております。「高濃度水素水サーバー」が作り出すいつでもできたての水素水は、水素溶存濃度4.1ppmを誇る看板商品であり、この高い競争力を生かしボトルウォーター業界のみならず異業種分野への開拓も進めてまいります。海外展開についてはシンガポール、香港、タイ、ベトナム、台湾、インドネシアに輸出しており、各国における日本の美味しい水に対するニーズは高く、将来のマーケット拡大に向けて引き続き取り組んでまいります。

この結果、売上高は6,481百万円（前連結会計年度比1.4%減）、管理部門経費配賦前のセグメント利益は942百万円（前連結会計年度比30.9%増）となりました。

■ 関東エリアをフルカバーする、トーエルの拠点ネットワーク



※1 業務提携先 ※2 子会社 ※3 関連会社

② 設備投資の状況

当社グループ（当社及び連結子会社）では、エネルギー事業・ウォーター事業を中心に1,336百万円の設備投資を実施しました。

エネルギー事業においては安定供給を目的として、L Pガス供給設備の新設及びガスメーター、L Pガス容器等869百万円の設備投資を実施し、ウォーター事業ではウォーターサーバー等383百万円の設備投資を実施しました。

また、当連結会計年度において、重要な設備の売却、除却はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2021年3月1日を効力発生日として株式会社HWコーポレーションを吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第 55 期	2018年度 第 56 期	2019年度 第 57 期	2020年度 第 58 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	23,231	23,709	23,016	22,465
経 常 利 益 (百万円)	1,994	1,752	1,553	1,880
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,173	1,133	994	1,211
1株当たり当期純利益 (円)	58.99	57.17	50.19	60.97
総 資 産 (百万円)	24,199	25,473	24,738	25,630
純 資 産 (百万円)	14,946	15,642	16,219	17,288

(3) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ト ー エ ル シ ス テ ム (株)	10,000千円	100%	情報システム開発及び運用、不動産管理運営
L P G 物 流 (株)	10,000千円	100%	L P ガス容器再検査業務、容器管理、運送事業
ア ル プ ス ウ ォ ー タ ー (株)	50,000千円	100%	国産ウォーターの製造
TOELL U.S.A. CORPORATION	1,190,034千円	99% (33)	ハワイ産ピュアウォーターの製造
(株) T O M	10,000千円	100%	コールセンター業務、事務業務の受託

(注) 1. 出資比率の()は、間接所有割合であります。

2. 当社は、2021年3月1日付にて株式会社HWコーポレーションを吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスに対するワクチンの普及等が見込まれるものの、変異株の感染拡大の懸念もあり、先行きは非常に不透明であります。

このような状況のもと、当社グループは引き続き徹底した感染予防策を取ることで、お客さまや従業員の安全を確保し、ライフライン事業者として生活に必要な不可欠なLPガス、ウォーターの安定供給に努めてまいります。

エネルギー事業においては、少子高齢化等によるガス消費量の減少に伴い、業界内の競争が一層厳しくなることが予想されます。当社は、適正な販売価格を設定することにより利益確保に努めると共に、価格競争での顧客獲得を回避すべく新規開拓投資を進めます。またエネルギー自由化に対しては、創業来の強みである自社配送という顧客接点を生かして、ガス、水、電気、通信をパッケージ化した「TOELLライフラインパッケージ」を提案することで新たな需要の創出に努めます。

ウォーター事業においては、ボトルウォーター市場の拡大に伴い、業界内の競争が一層厳しくなることが予想されます。当社は、関東一円の物流網を活用し、ボトル宅配の利便性と商品優位性による差別化を図り、マーケットを開拓してまいります。こうした施策により配送密度を高めることで物流コストが低下し、更なる競争力向上に繋げてまいります。また、より一層の販売力強化に努めることで、ハワイ州Nimitz Factory（ハワイ第2工場）、及び大町第4工場に係る投資の早期回収に全社を挙げて取り組んでまいります。

人材の確保・育成については、引き続き新卒採用から通年採用まで門戸を広げ、優秀な人材の確保に努めてまいります。LPガスの保安サービスや設備機器点検はシニア層にとっても長く活躍できる業務であり、未経験者でも活躍できるよう訓練センターを自社内に設けて積極的な採用を行ってまいります。また、ガス業務、ウォーター業務共に女性目線が不可欠な業務であり、とりわけ主婦の力は大きな戦力と考えております。これまでも、ライフライン事業者として地域密着型企業を標榜し、横浜型地域貢献企業、えるぼし認定を取得し、地域生活者、シニア層、主婦層をターゲットとして採用に力をいれてまいりましたが、今後多岐に渡る業務に合せた雇用形態を用意することで人手不足にも対処して行きます。

株主の皆様におかれましては、当社の事業展開構想に対してご理解を賜りますと共に、今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年4月30日現在）

- ① LPガスの製造及び販売
- ② 清涼飲料水の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年4月30日現在)

① 当社

本	社	神奈川県横浜市港北区
工	場	厚木第1工場 (L P ガス充填工場) : 神奈川県厚木市 厚木第2工場 (L P ガス充填工場) : 神奈川県厚木市 厚木第3工場 (L P ガス容器再検査工場) : 神奈川県厚木市 バルク工場 : 神奈川県厚木市 土浦工場 (L P ガス充填工場) : 茨城県土浦市 京浜サーバーメンテナンス工場 : 横浜市港北区 横浜サーバーメンテナンス工場 : 横浜市港北区 厚木サーバーメンテナンス工場 : 神奈川県厚木市 グリーンファーム : 神奈川県厚木市
営	業 所	横浜営業所 : 横浜市港北区 厚木営業所 : 神奈川県厚木市 湘南営業所 : 神奈川県綾瀬市 西東京営業所 : 東京都羽村市 多摩営業所 : 東京都国立市 南埼玉営業所 : 埼玉県白岡市 川越営業所 : 埼玉県川越市 茨城営業所 : 茨城県土浦市 三郷営業所 : 埼玉県三郷市 保土ヶ谷緊急センター : 横浜市保土ヶ谷区 横浜南緊急センター : 横浜市金沢区 北埼玉緊急センター : 埼玉県加須市 横浜オートスタンド : 横浜市港北区 厚木オートスタンド : 神奈川県厚木市 埼玉オートスタンド : 埼玉県白岡市 土浦オートスタンド : 茨城県土浦市 設計工事部 : 横浜市港北区 水検センター : 横浜市港北区 杉戸配送センター : 埼玉県杉戸町 ウォーター業務部 : 横浜市港北区 京浜ハブヤード : 横浜市港北区 横浜ロジテム : 横浜市港北区 横浜南ストックヤード : 横浜市金沢区 保土ヶ谷ストックヤード : 横浜市保土ヶ谷区 厚木ストックヤード : 神奈川県厚木市 湘南ストックヤード : 神奈川県綾瀬市 西東京ストックヤード : 東京都羽村市 多摩ストックヤード : 東京都国立市 埼玉ストックヤード : 埼玉県白岡市 杉戸ストックヤード : 埼玉県杉戸町 加須ストックヤード : 埼玉県加須市 川越ストックヤード : 埼玉県川越市 茨城ストックヤード : 茨城県土浦市 富里ストックヤード : 千葉県富里市 鳥浜ストックヤード : 横浜市金沢区 入間ストックヤード : 埼玉県入間市 三郷ストックヤード : 埼玉県三郷市

② 子会社

子 会 社	トールシステム(株) L P G物流(株) アルプスウォーター(株) TOELL U.S.A. CORPORATION (株)TOM	: 横浜市港北区 : 神奈川県厚木市 : 長野県大町市 : 米国ハワイ州 : 東京都羽村市
工 場 (アルプスウォーター(株)) (TOELL U.S.A. CORPORATION)	大町第1工場 大町第2工場 大町第3工場 モアナルフクトリー ニミツファクトリー	: 長野県大町市 : 長野県大町市 : 長野県大町市 : 米国ハワイ州 : 米国ハワイ州

③ 関連会社

関 連 会 社	T & Nネットサービス(株) T & Nアグリ(株)	: 東京都渋谷区 : 東京都渋谷区
工 場 (T & N ア グ リ (株))	鳥浜グリーンファーム	: 横浜市金沢区

(7) 使用人の状況 (2021年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
エネルギー事業	247名 (130名)	13名減 (2名増)
ウォーター事業	208名 (110名)	3名減 (1名増)
全社 (共通)	46名 (10名)	2名減 (1名減)
合 計	501名 (250名)	18名減 (2名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
302名 (136名)	26名減 (4名増)	42.0歳	11.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年4月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	717,152千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	328,280
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	310,000
株 式 会 社 横 浜 銀 行	206,686

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年4月30日現在)

① 発行可能株式総数 60,000,000株

② 発行済株式の総数 20,488,040株

(注) 発行済株式の総数は、譲渡制限付株式報酬としての普通株式の発行により73,000株増加いたしました。

③ 株主数 3,502名

④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) M O N Y	2,134,400株	10.72%
(株) ミ ナ ッ ク ス	1,559,800	7.83
中 田 み ち	1,356,580	6.81
レ モ ン ガ ス (株)	1,024,500	5.14
敷 地 み か	907,420	4.56
岩 谷 産 業 (株)	860,000	4.32
稲 永 修	831,880	4.18
稲 永 稔	574,880	2.88
日 下 み な	401,280	2.01
稲 永 佳 久	376,280	1.89

(注) 1. 当社は、自己株式を589,027株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	51,900株	9名
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	2,200株	1名
社外取締役 (監査等委員である取締役)	1,000株	2名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役名誉会長	稲永 修	(株)日本レ스토랑デリバリー 取締役 T & N ネットサービス(株) 取締役 T & N アグリ(株) 取締役
代表取締役会長	中田 みち	CEO（最高経営責任者）
代表取締役社長	横田 孝治	執行役員 管理本部長 T & N アグリ(株) 取締役
取締役副社長	後藤 真	執行役員 営業本部長
専務取締役	室越 義和	執行役員 LPG保安本部長
取締役	渋谷 成寿	執行役員 LPG業務本部長 兼 営業本部副本部長
取締役	関本 兼助	執行役員 ウォーター業務本部長
取締役	八尋 敏行	執行役員 エンジニアリング本部長 兼 内部統制委員会委員長
取締役	笹山 和則	執行役員 管理本部副本部長
取締役等委員 (常勤)	稲永 昌也	T & N ネットサービス(株) 監査役 T & N アグリ(株) 監査役
取締役等委員	谷口 五月	平野・谷口法律事務所 弁護士
取締役等委員	小棹 ふみ子	小棹ふみ子税理士事務所 税理士 株式会社建設技術研究所 社外取締役 メタウォーター株式会社 社外取締役

- (注) 1. 2020年7月30日開催の第57回定時株主総会において、笹山和則氏は取締役に、小棹ふみ子氏は取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）谷口五月及び小棹ふみ子の両氏は、社外取締役であります。
なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）小棹ふみ子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、稲永昌也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役澤山英夫氏及び取締役（監査等委員）齊藤和子氏は、2020年7月30日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
横田 孝治	代表取締役社長 執行役員 ウォーター製造・物流本部長	代表取締役社長 執行役員 管理本部長	2020年7月30日
関本 兼助	取締役 執行役員 ウォーター業務本部長 兼 営業本部副本部長	取締役 執行役員 ウォーター業務本部長	2020年7月30日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業理念を实践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とすること、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とすること、及び各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（非常勤取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬（固定金銭報酬）」「業績連動金銭報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成し、非常勤取締役の報酬等は、「基本報酬（固定金銭報酬）」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成するものとする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、支払方法は年額を12等分して毎月支給するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績等に基づき支給する金銭報酬とし、各取締役の役職、貢献度等に応じて算出した額を賞与として毎年一定の時期に支給するものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、割当てる株式数は、役位、在任年数等を勘案して決定するものとし、原則毎年一定の時期に付与するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報

酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（非常勤取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬」「業績連動金銭報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成し、非常勤取締役の報酬等は、「基本報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成する。これらの支給割合は、基本報酬の水準と安定性を基本に据えながら、役位、職責及び業績等を総合的に勘案して設定するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とし、取締役の助言を得たうえで代表取締役が決定する。監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

なお、譲渡制限付株式報酬は、代表取締役が報酬案を作成し、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年7月27日開催の第54回定時株主総会において年額800百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名であります。また、上記の金銭報酬とは別枠にて、2020年7月30日開催の第57回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を年額100百万円以内、株式数の上限を年130,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、2016年7月28日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。また、上記の金銭報酬とは別枠にて、2018年7月27日開催の第55回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を年額5百万円以内、株式数の上限を年5,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役名誉会長稲永修、代表取締役会長兼CEO中田みち及び代表取締役社長執行役員管理本部長横田孝治（当事業年度の業績連動報酬決定時点における横田孝治氏の担当は製造本部長であります。）の協議により個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の評価配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体を取り巻く環境、経営状況等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会から委任を受けた代表取締役3名が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点で他の取締役の助言を得ていることから、当社の取締役会は報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	457,698 (一)	422,952 (一)	37,610 (一)	△2,863 (一)	10 (一)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	29,265 (8,223)	25,530 (7,530)	1,500 (一)	2,235 (693)	4 (3)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当期中に費用計上した額を記載しております。

ホ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給しております。

当該報酬については各事業年度の業績（当社全体での利益水準等）を算定の基礎としており、当該業績指標を選定した理由は、当期の業務執行の成果を図ることができると判断したためであります。なお、算定に用いた各事業年度の業績は、1.（2）企業集団の財産及び損益の状況の推移（13頁）に記載のとおりであります。

ハ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該株式報酬は原則毎年一定の時期に支給し、譲渡制限の解除につきましては割当日から40年間経過、または退任時としております。なお、譲渡制限期間満了前に正当な事由なく当社の一定の地位から退任等した場合は、原則として当社が無償取得するものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 監査等委員	谷 口 五 月	平野・谷口法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
取締役 監査等委員	小 棹 ふみ子	小棹ふみ子税理士事務所 税理士 株式会社建設技術研究所 社外取締役 メタウォーター株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員	谷 口 五 月	当事業年度に開催された取締役会11回全てに、また、監査等委員会7回全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、客観的かつ公正な立場から、経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 監査等委員	小 棹 ふみ子	2020年7月30日就任以降に開催された取締役会8回全てに、また、監査等委員会4回全てに出席いたしました。 税理士としての豊富な知識・経験及び他の会社の社外役員の経験に基づき、幅広い見地から、経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人A & Aパートナーズ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査契約の内容及び会計監査人の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、「経営理念」の浸透と法令遵守の徹底を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制に係る規程を整備するとともに、当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・管理の上、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに「文書規程」「情報リスク管理規程」に則り、各業務担当部署又は管理本部において適正に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社にリスク管理委員会を設置し、当社グループの経営にかかわるリスクを体系的に把握しそのリスクの評価を行う。
 - ・「リスク管理規程」を定め、当社グループにおいて重大な事態が発生した場合の損害を最小限にとどめるための対策・手順を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - ・「経営会議規程」に基づき、取締役会から委任を受けた重要な事項については、すべての監査等委員でない取締役及び常勤の監査等委員である取締役（オブザーバー）が出席する経営会議において迅速・果敢な意思決定を行う。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において各々の職務及びその職務執行手段を定める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ全社員の行動規範として定めた「トール倫理指針」を周知徹底し、コンプライアンス教育・啓発を実施する。
 - ・内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループの業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、監査等委員会に対しその結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善状況についても追跡監査を行う。
 - ・公益通報制度を踏まえたグループ内相談窓口の責任者を取締役の中から任命し、コンプライアンス逸脱行為防止に向けた体制を整備する。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業集団として「トーエル経営理念」並びに行動規範としての「トーエル倫理指針」を共有し、コンプライアンスやリスク管理などの理念の統一を保つ。
 - ・当社が一括して連結子会社の経理業務と人事業務における事務作業を代行処理し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、グループ企業との連携を図る所管部署を設置するとともに、グループ企業に対し重要事項の事前承認及び定期的な経営情報の報告を義務付ける。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会がその職務を円滑に遂行するため、その職務を補助する直轄の組織として内部監査室を設置し、専任の使用人を配置する。当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人の人事異動・人事評価等については、監査等委員会の意見を斟酌するものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実が発生したとき、又は当該取締役、使用人等による法令及び定款に違反する重大な事実を発見したときは監査等委員会に直ちに報告する。
 - ・当社及び子会社の取締役、使用人等は、監査等委員会から報告を求められた場合には速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
 - ・「内部通報および通報者保護管理規程」に基づき、監査等委員会へ報告をした者に対し当該報告をしたことを理由としていかなる不利益扱いも行わず、当該報告者に対し不利益扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って懲戒処分を科すことができる。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
 - ・ 取締役及び取締役会は監査等委員会による情報収集、監査等委員会監査に協力し、積極的な意思疎通を図る。
 - ・ 取締役会は監査等委員会が必要な場合には、専門家（弁護士、税理士、公認会計士等）と意思疎通を図るなど、監査等委員会の円滑な監査活動のための体制を整える。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、「倫理規程」及び「反社会的勢力排除規程」に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、その係わりを一切持たないものとする。
 - ・ 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
 - （i）反社会的勢力への対応については、最高責任者を管理本部長、不当要求防止統括責任者を総務人事部長とし、不当要求防止統括責任者はすべての不当要求対応窓口としてその対応を行う。
 - （ii）総務人事部に反社会的勢力排除に精通した経験者を社員として受け入れ、情報収集・管理に努めるとともに、外部の専門機関（警察、弁護士等）との連携強化を図る。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について）

当社では、前記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① コンプライアンス体制について
- 「倫理規程」「トーエル倫理指針」及び「コンプライアンス管理規程」を定め、社内掲示板や会議体を通じてグループ全役職員への周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上に努めております。当事業年度はコンプライアンス委員会を2回開催し、当社グループのコンプライアンス上の諸問題への対応を行っております。
- 「内部通報および通報者保護管理規程」に基づき相談窓口を設置し、法令違反・不正行為の早期発見、是正のための体制を整備して運用しております。
- 反社会的勢力との関わりが疑われる場合には、「反社会的勢力排除規程」に基づき迅速かつ適切な対応を図れるよう社内体制を整備しております。また、必要に応じて外部の専門機関との協力体制も整備しております。
- ② リスク管理体制について
- 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会が当社グループの経営に関わるリスクの把握に努め適切に対応しております。当事業年度はリスク管理委員会を2回開催し、適宜リスクの評価、見直しを行っております。

③ 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を11回開催し、法令または定款に定められた事項及びその他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、当社はすべての監査等委員でない取締役及び常勤の監査等委員である取締役（オブザーバー）が出席する経営会議を毎月1回開催し、取締役会に付議する業務執行事項を事前に審議するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について審議・決定しております。

「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」を定め、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を明確化し、取締役会の決定に基づく業務執行の効率化を図っております。

④ 内部監査の実施について

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。当事業年度は年間の監査計画に基づき当社及びグループ企業の内部監査を実施し、監査結果を監査等委員会へ報告しております。

⑤ 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を7回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき取締役の業務執行に関する監査を行っております。

監査等委員会は、内部監査室による内部監査の結果を受け、監査上の問題点等を共有する他、定期的に会計監査人と情報交換を行い相互連携を図っております。

また、取締役会には全ての監査等委員が出席する他、常勤の監査等委員は社内の重要会議に出席し、経営全般にわたる状況把握に努め、取締役の職務執行状況について監査・監督しております。

⑥ 子会社管理体制について

「関係会社管理規程」に基づき、各子会社の経理及び人事関連業務を当社が代行処理する他、重要事項の事前承認及び定期的な経営情報の報告を義務づけ、業務の適正を確保しております。また、内部監査室は監査計画に基づき、各子会社の内部監査を実施しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社では、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけております。会社の利益配分に関する基本方針といたしましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用いつつ、株主の皆様へ安定的な配当を実施してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2021年6月28日開催の取締役会決議により、1株当たり20円（普通配当20円）とし、配当金の支払開始日（効力発生日）は2021年7月12日とさせていただきます。予定です。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,234,809	流 動 負 債	4,997,769
現金及び預金	5,824,710	支払手形及び買掛金	1,722,332
受取手形及び売掛金	2,950,221	1年以内返済予定長期借入金	512,748
商品及び製品	1,018,427	リース債務	432,012
仕掛品	3,603	未払法人税等	367,600
貯蔵品	297,972	賞与引当金	188,684
その他	149,577	役員賞与引当金	39,110
貸倒引当金	△9,704	その他	1,735,282
固 定 資 産	15,395,214	固 定 負 債	3,344,045
有 形 固 定 資 産	13,420,533	長期借入金	1,049,370
建物及び構築物	3,690,402	長期未払金	846,491
機械装置及び運搬具	1,808,800	リース債務	653,893
工具、器具及び備品	437,061	繰延税金負債	10,469
土地	6,316,883	退職給付に係る負債	614,014
リース資産	1,149,329	役員退職慰労引当金	4,724
建設仮勘定	18,056	資産除去債務	153,145
無 形 固 定 資 産	256,830	その他	11,935
営業権	79,841	負 債 合 計	8,341,815
その他	176,988	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,717,850	株 主 資 本	16,975,040
投資有価証券	775,536	資 本 金	792,738
繰延税金資産	217,630	資 本 剰 余 金	1,514,237
保険積立金	140,800	利 益 剰 余 金	15,181,903
その他	729,858	自 己 株 式	△513,838
貸倒引当金	△145,975	その他の包括利益累計額	305,239
		その他有価証券評価差額金	242,834
		為替換算調整勘定	39,688
		退職給付に係る調整累計額	22,716
		非支配株主持分	7,929
		純 資 産 合 計	17,288,208
資 産 合 計	25,630,023	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,630,023

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,465,650
売上原価	12,301,301
売上総利益	10,164,348
販売費及び一般管理費	8,478,053
営業利益	1,686,295
営業外収益	
受取利息	1,192
受取配当金	12,537
賃貸収入	32,912
スクラップ売却収入	62,917
為替差益	26,410
その他	120,723
営業外費用	
支払利息	33,494
賃貸費用	21,737
その他	7,307
経常利益	1,880,447
特別利益	
固定資産売却益	8,840
特別損失	
固定資産除却損	6,065
固定資産売却損	592
支払補償金	23,663
税金等調整前当期純利益	1,858,966
法人税、住民税及び事業税	634,667
法人税等調整額	14,348
当期純利益	1,209,950
非支配株主に帰属する当期純損失	1,888
親会社株主に帰属する当期純利益	1,211,839

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	767,152	1,488,650	14,267,475	△513,838	16,009,439
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	25,586	25,586			51,173
剰 余 金 の 配 当			△297,411		△297,411
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,211,839		1,211,839
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	25,586	25,586	914,427	-	965,600
当 期 末 残 高	792,738	1,514,237	15,181,903	△513,838	16,975,040

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	173,142	28,271	△1,019	200,394	9,683	16,219,517
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						51,173
剰 余 金 の 配 当						△297,411
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,211,839
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	69,692	11,417	23,735	104,844	△1,754	103,090
当 期 変 動 額 合 計	69,692	11,417	23,735	104,844	△1,754	1,068,691
当 期 末 残 高	242,834	39,688	22,716	305,239	7,929	17,288,208

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

子会社のうち、トーエルシステム(株)、LPG物流(株)、アルプスウォーター(株)、TOELL U.S.A. CORPORATION、(株)TOMの5社を連結の対象としております。

なお、前連結会計年度において連結子会社であった(株)HWコーポレーションは2021年3月1日付で当社に吸収合併されたため、連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社

(株)リガーレ

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、質的に重要性がないことに加え、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

T&Nネットサービス(株)、T&Nアグリ(株)の2社であります。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

(株)リガーレ

(3) 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、質的に重要性がないことに加え、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により算定しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	5年～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、営業権（主にLPガス販売店から取得した、小売顧客へガスを販売する権利）については、5年にわたり償却しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却

なお、主な償却期間は10年～15年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

また、当社は2021年4月に役員退職慰労金制度を廃止しており、2021年5月以降対応分については引当金計上を行っておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類より適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 207,160千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は344,833千円です。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、翌連結会計年度の予算及び将来の業績予測に基づいて課税所得を見積り、かつ実現可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異に対して計上しております。

なお、スケジュールリング不能な将来減算一時差異に係る評価性引当金519,451千円を繰延税金資産から差し引いております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の金額の算出において重要となる将来の業績予想は、現在の状況及び入手可能な情報等による合理的な仮定に基づき見積ることとしております。

また、当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、先行きについても、変異株による感染拡大による厳しい状況が続くと見込まれます。また、感染症を巡り原油の需給環境変化による価格の下落や通商問題等の動向等に留意が必要な状況にあります。

当社グループは入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、翌連結会計年度も継続するという仮定のもとで、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得を見積るに当たって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

なお、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

12,993,553千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	353,858千円
土地	505,347
合計	859,206千円

(2) 担保に係る債務

買掛金及び未払金	250,000千円
1年以内返済予定長期借入金	159,996
長期借入金	411,676
合計	821,672千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,415,040株	73,000株	一株	20,488,040株

(注) 発行済株式の総数の増加73,000株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。

2. 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	587,627株	1,400株	一株	589,027株

(注) 自己株式の増加1,400株は、当社従業員の無償譲渡によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2020年6月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 297,411千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 2020年4月30日
- ・効力発生日 2020年7月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月28日開催の取締役会において、次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 397,980千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2021年4月30日
- ・効力発生日 2021年7月12日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還年数は最長で10年であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

営業債務や借入金、リース債務等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年4月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,824,710	5,824,710	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,950,221	2,950,221	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	734,798	734,798	－
(4) 支払手形及び買掛金	(1,722,332)	(1,722,332)	－
(5) 未払法人税等	(367,600)	(367,600)	－
(6) 長期借入金	(1,562,118)	(1,562,664)	546
(7) 長期未払金	(846,491)	(843,018)	△3,473
(8) リース債務	(1,085,905)	(1,078,633)	△7,271

*負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 長期未払金、並びに (8) リース債務

これらの時価は、元利金の合計を、同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	40,737

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（1 株当たり情報に関する注記）

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 868円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 60円97銭 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	47,186千円
退職給付に係る負債	186,780
賞与引当金繰入額	59,275
未払事業税	21,640
長期未払金	240,350
ゴルフ会員権評価損	46,448
減価償却費超過額	26,670
税務上の繰越欠損金	111,634
資産除去債務	49,328
その他	74,970
繰延税金資産小計	864,284千円
評価性引当額	△519,451
繰延税金資産合計	344,833千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	105,615千円
資産除去債務に対応する資産	22,409
その他	9,648
繰延税金負債合計	137,673千円
繰延税金資産の純額	207,160千円

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	618,602千円
勤務費用	55,796
利息費用	1,855
数理計算上の差異の発生額	△34,460
退職給付の支払額	△46,429
退職給付債務の期末残高	595,364千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	595,364千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	595,364千円
退職給付に係る負債	595,364千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	595,364千円

(3) 退職給付費用及びその内訳の金額	
勤務費用	55,796千円
利息費用	1,855
数理計算上の差異の費用処理額	△402
その他	10,510
確定給付制度に係る退職給付費用	67,760千円

(注) その他は、中小企業退職金共済制度等への掛金拠出額等です。

(4) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	△32,596千円
合計	△32,596千円

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.30%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付に係る負債の期首残高	16,050千円
退職給付費用	4,135
退職給付の支払額	△1,535
退職給付に係る負債の期末残高	18,650千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表	
非積立型制度の退職給付債務	18,650千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,650千円

(3) 簡便法で計算した退職給付費用	4,135千円
--------------------	---------

貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,288,710	流 動 負 債	4,845,965
現金及び預金	4,956,465	買掛金	1,880,284
受取手形	39,514	1年以内返済予定長期借入金	440,028
売掛金	2,922,204	リース債務	432,012
商品及び製品	987,766	未払金	463,478
仕掛品	193	未払費用	183,417
貯蔵品	102,077	未払法人税等	323,769
前渡金	25,856	預り金	855,004
前払費用	42,130	賞与引当金	126,525
短期貸付金	164,293	役員賞与引当金	39,110
その他の金	57,913	その他の負債	102,335
貸倒引当金	△9,704	固 定 負 債	3,190,385
固 定 資 産	15,021,637	長期借入金	976,610
有 形 固 定 資 産	9,377,468	長期未払金	846,491
建物	1,063,560	リース債務	653,893
構築物	183,717	退職給付引当金	627,960
機械及び装置	727,149	資産除去債務	67,493
車輜及び運搬具	96,368	その他の負債	17,935
工具、器具及び備品	366,784		
土地	5,868,437		
リース資産	1,053,394		
建設仮勘定	18,056		
無 形 固 定 資 産	146,358		
営業権	79,841		
借地権	15,433		
ソフトウェア	22,570		
ソフトウェア仮勘定	22,000		
電話加入権	6,512		
投 資 そ の 他 の 資 産	5,497,810		
投資有価証券	735,298		
関係会社株式	1,450,639		
出資金	810		
長期貸付金	2,409,281		
破産更生債権等	14,752		
長期前払費用	171,885		
繰延税金資産	182,164		
敷金保証金	323,447		
ゴルフ会員権	136,794		
保険積立金	137,488		
その他の金	81,223		
貸倒引当金	△145,975		
資 産 合 計	24,310,347	負 債 合 計	8,036,350
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	16,031,162
		資本金	792,738
		資本剰余金	1,485,861
		資本準備金	25,586
		その他の資本剰余金	1,460,274
		利 益 剰 余 金	14,266,401
		利益準備金	33,878
		その他利益剰余金	14,232,523
		別途積立金	4,070,493
		繰越利益剰余金	10,162,029
		自 己 株 式	△513,838
		評価・換算差額等	242,834
		その他有価証券評価差額金	242,834
		純 資 産 合 計	16,273,997
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,310,347

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,567,377
売上原価	12,668,863
売上総利益	9,898,513
販売費及び一般管理費	8,392,102
営業利益	1,506,411
営業外収益	
受取利息及び配当金	140,739
賃貸収入	61,111
スクラップ売却収入	62,843
その他	100,683
営業外費用	
支払利息	31,403
賃貸費用	36,004
その他	5,741
経常利益	1,798,639
特別利益	
固定資産売却益	8,840
抱合せ株式消滅差益	16,545
特別損失	
固定資産除却損	6,065
固定資産売却損	592
税引前当期純利益	1,817,367
法人税、住民税及び事業税	527,023
法人税等調整額	11,918
当期純利益	1,278,425

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年5月1日から
2021年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	767,152	1,460,274	-	1,460,274	33,878	4,070,493	9,181,015	13,285,387	△513,838	14,998,975
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	25,586	25,586		25,586						51,173
剰余金の配当							△297,411	△297,411		△297,411
当期純利益							1,278,425	1,278,425		1,278,425
準備金から剰余金への振替		△1,460,274	1,460,274	-						-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										-
当期変動額合計	25,586	△1,434,688	1,460,274	25,586	-	-	981,014	981,014	-	1,032,187
当 期 末 残 高	792,738	25,586	1,460,274	1,485,861	33,878	4,070,493	10,162,029	14,266,401	△513,838	16,031,162

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	173,142	173,142	15,172,117
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			51,173
剰余金の配当			△297,411
当期純利益			1,278,425
準備金から剰余金への振替			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	69,692	69,692	69,692
当期変動額合計	69,692	69,692	1,101,879
当 期 末 残 高	242,834	242,834	16,273,997

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

②時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により算定しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10年～50年

構築物 10年～15年

機械及び装置 5年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、営業権（主にLPGガス販売店から取得した、小売顧客へガスを販売する権利）については、5年にわたり償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

なお、主な償却期間は10年～15年であります。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

①退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

②退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(表示方法の変更)

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類より適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 182,164千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は291,157千円です。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、翌事業年度の予算及び将来の業績予測に基づいて課税所得を見積り、かつ実現可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異に対して計上しております。

なお、スケジュールリング不能な将来減算一時差異に係る評価性引当金404,717千円を繰延税金資産から差し引いております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の金額の算出において重要となる将来の業績予想は、現在の状況及び入手可能な情報等による合理的な仮定に基づき見積ることとしております。

また、当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、先行きについても、変異株による感染拡大による厳しい状況が続くと見込まれます。また、感染症を巡り原油の需給環境変化による価格の下落や通商問題等の動向等に留意が必要な状況にあります。

当社は入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、翌事業年度も継続するという仮定のもとで、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得を見積るに当たって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

なお、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	181,533千円
長期金銭債権	2,442,082
短期金銭債務	310,613
長期金銭債務	6,000

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,960,283千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	353,858千円
土地	505,347
合計	859,206千円

(2) 担保に係る債務

買掛金及び未払金	250,000千円
1年以内返済予定長期借入金	159,996
長期借入金	411,676
合計	821,672千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引高	売上高	107,871千円
	仕入高及び外注費	2,157,651千円
	販売費及び一般管理費	1,726,178千円
(2) 営業取引以外の取引高		224,493千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	587,627株	1,400株	一株	589,027株

(注) 自己株式の増加1,400株は、当社従業員の無償譲渡によるものであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	アルプスウォーター(株)	50,000	清涼飲料水の製造	所有 直接100	兼任 4名	アルピナウォーターの仕入	資金の貸付 (注) 1	-	1年以内返済予定 長期貸付金	123,820
							資金の返済	138,482	長期貸付金	833,612
子会社	TOELL U.S.A. CORPORATION	1,190,034	清涼飲料水の製造	所有 直接66 間接33	兼任 2名	ピュアハワイアンウォーター仕入	資金の貸付 (注) 2	-	長期貸付金	1,500,000
							資金の返済	-		

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. アルプスウォーター(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. TOELL U.S.A. CORPORATIONに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 817円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 64円32銭 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	47,186千円
退職給付引当金	190,334
賞与引当金繰入額	38,349
未払事業税	18,237
長期未払金	240,350
ゴルフ会員権評価損	46,448
減価償却費超過額	26,670
資産除去債務	20,457
その他	67,840
繰延税金資産小計	695,874
評価性引当額	△404,717
繰延税金資産合計	291,157千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	105,615千円
資産除去債務に対応する資産	3,377
繰延税金負債合計	108,992千円
繰延税金資産の純額	182,164千円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

株式会社トーエル
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 村 田 征 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 村 仁 士 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーエルの2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーエル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

株式会社トーエル
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 征仁	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 仁士	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーエルの2020年5月1日から2021年4月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等に参加し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月28日

株式会社トーエル 監査等委員会

常勤監査等委員 稲 永 昌 也 ㊟

監 査 等 委 員 谷 口 五 月 ㊟

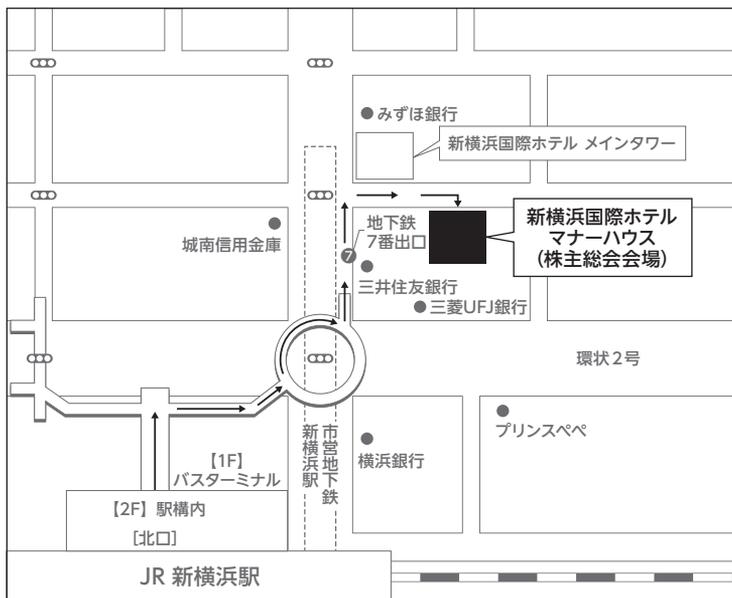
監 査 等 委 員 小 棹 ふみ子 ㊟

(注) 監査等委員谷口五月及び小棹ふみ子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18番1号
新横浜国際ホテル マナーハウス2階「クイーンズホール」
※受付は1階です。
TEL 045-473-1311 (代表)



交通のご案内

【JR線をご利用の場合】 JR新横浜駅北口より徒歩3分

【横浜市営地下鉄をご利用の場合】 新横浜駅7番出口より徒歩1分

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日は座席の間隔を確保するため、ご用意できる席数が限られます。ご来場いただきましても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

**本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**